

道路に面した ブロック塀等の撤去工事費補助

通学路等に面する場合 上限額 30万円

上記以外の場合 上限額 20万円

海老名市では、地震時のブロック塀等の倒壊による被害を予防するため、道路に面するブロック塀等の撤去工事費の一部を補助しています。

ブロック塀等の 主な条件

- 道路に面していること
- 高さ60cm以上のブロック塀等であること
(土留め等を兼ねる場合はそれを除く高さで判定)
- ※令和4年度より **住宅以外の敷地等も対象**に
(工場・駐車場・空き地等のブロック塀も対象です。)

ブロック塀等

- ・コンクリート
ブロック
- ・大谷石
- ・レンガ
- ・万年塀
などの塀

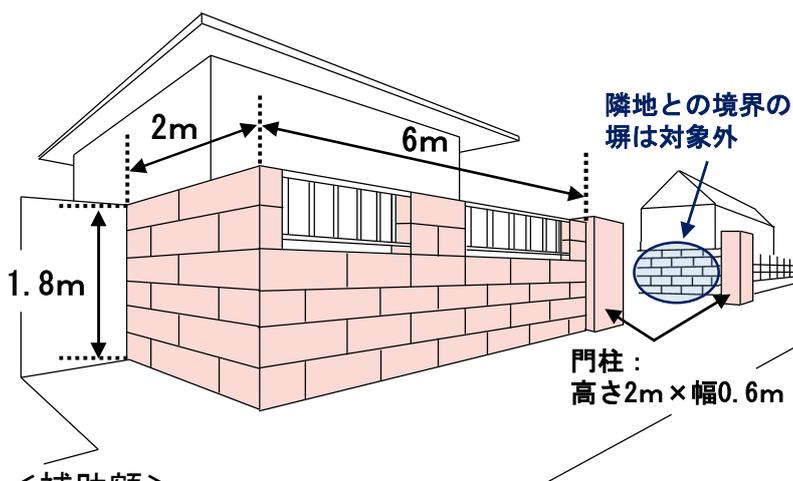
申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有者」又は「管理者」の方
- 市税等を滞納していない方
- ※2月末日までに実績報告が必要です。
スケジュールにご注意の上、申請・相談をお願いします。

補助制度等
案内ページ



対象ブロック塀と補助額の計算方法の例



<補助額>

- ① 解体工事業者の見積額
 - ② 市が定める標準工事額 (右の計算方法を参照)
- のいずれか低い額で通学路等に面する場合、上限30万円
(通学路等以外の場合には上限20万円)

<標準工事額の計算方法>

標準工事単価 (1㎡あたり9,500円)
× 撤去面積 = 市が定める標準工事額

○標準工事額の計算例

撤去面積 (道路に面する部分)

- (1) ブロック塀面積
 $(2\text{m} + 6\text{m}) \times 1.8\text{m} = 14.4\text{m}^2$
フェンス部分 $(0.7\text{m}^2 \times 2 \text{箇所}) = 1.4\text{m}^2$
 $14.4\text{m}^2 - 1.4\text{m}^2 = 13.0\text{m}^2$
- (2) 門柱面積
 $0.6\text{m} \times 2\text{m} \times 2 \text{箇所} = 2.4\text{m}^2$
- (3) 撤去面積合計
 $(1) + (2) = 13.0\text{m}^2 + 2.4\text{m}^2 = 15.4\text{m}^2$

標準工事額

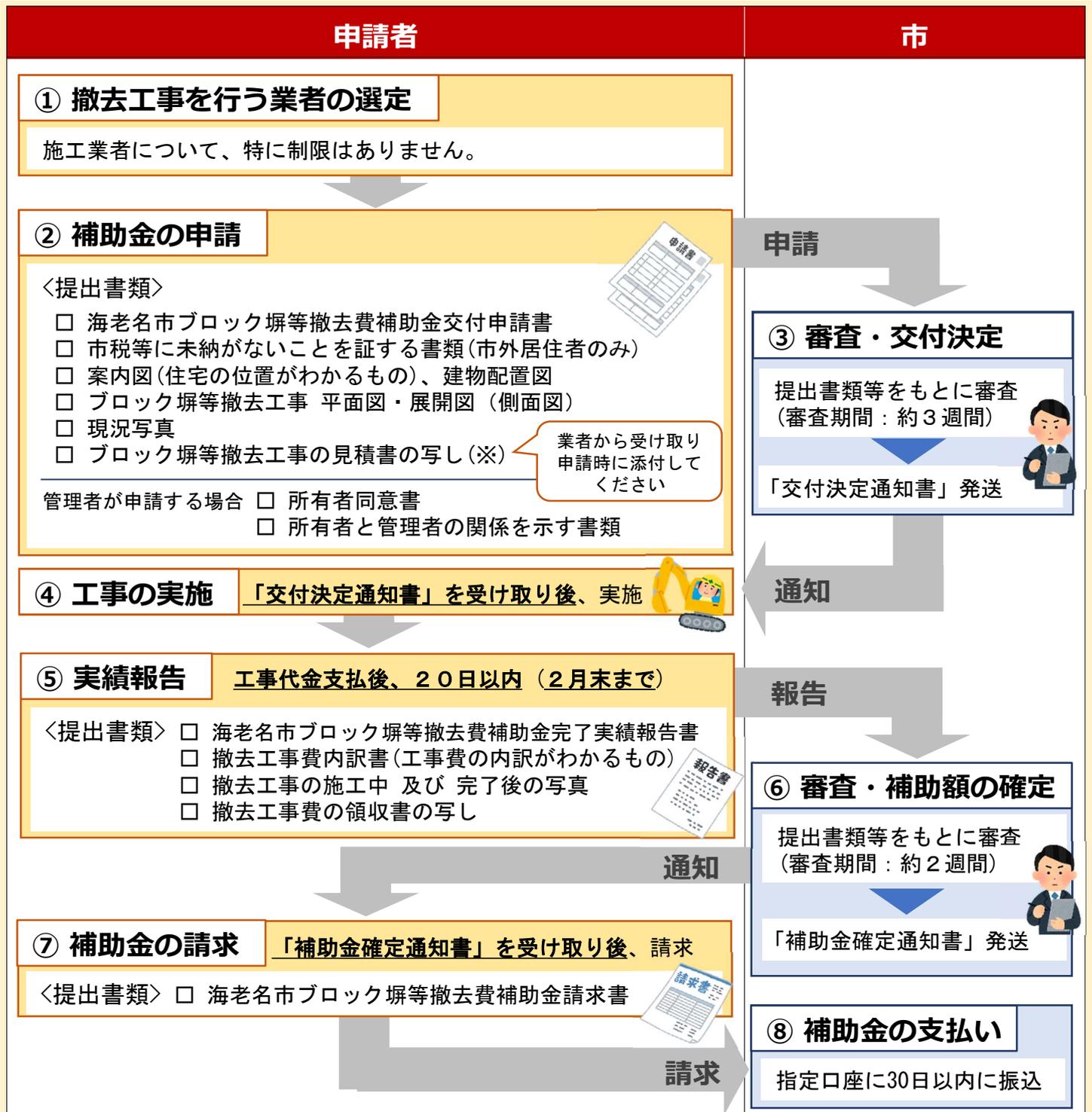
「標準工事単価 9,500円/㎡」 × 15.4㎡
= 146,300円

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

ブロック塀等撤去工事費補助金 手続きの流れ



注意!! このような場合は補助金の交付を受けられません

